

第2回 地域脱炭素化促進区域設定基準に関する専門委員会 開催結果

1 日時

令和4年8月25日（木曜日）午前9時00分～午前11時00分

2 開催形式

ZoomによるWeb会議

3 出席者

【委員】

浅野委員、荒川委員、岡委員、勝見委員、木原委員、清水委員、田中委員、
長峯委員、布野委員、見上委員

【事務局】

松山技監、島田理事、笠原環境管理課長 ほか

【傍聴者】

8名

4 議事

(1) 審議事項

地域脱炭素化促進区域設定基準について

資料により事務局から説明。

<主な意見等>

○制度全般

(委員) 地域脱炭素化促進事業に認定されると環境アセスの配慮書の提出が免除されるということだったが、ワンストップ特例措置に係る都道府県との協議のタイミングを踏まえると、既に環境アセスの配慮書や方法書の手続きが終わっていないならばその協議がスタートできないのではないかと。

資料にある図では、具体的にどのくらいの時点で認定を受けるとどのようなメリットがあるのか分からないので、時間軸で示したわかりやすい資料がほしい。

(事務局) 具体的な時間軸に落とし込んだ資料はまだないと思うが、国にも確認したい。

ワンストップ特例に関しては、事前の自然公園法などに基づいた協議で許可権者や市町村に事前に確認を受けなければならない。その協議の時点である程度の調査などを終えていないと了が出ないのか、まだ我々も把握できていない。

(委員) 配慮書が免除されても、方法書や準備書、評価書などの手続きが全て今までどおり残るのであれば、ワンストップ申請をする特典があまり見えてこない。もしそれを明確にするなら、「時間的にこう違う」といったことを示した方がよい。

(事務局) 御指摘の通り、促進区域にそれほど大きな手続上のメリットはないかもしれないが、「市町村が促進区域という設定をする」というところに重み、価値があるとは考えている。

(事務局) これまでは事業者と地域との間での話合いの場があまりなく、最初にボタンのかけ

違いが起きてしまうことがあった。そこで、最初の促進区域を設定する段階から市町村が地域の方々とともに考え、事業計画認定する際にも事業者が参画することで、計画のスタート時点から市町村が携わっていくこととし、その中で配慮書手続を省略するなど、行政が円滑にコーディネートしていこうというのが狙いの一つ。

- (委員) この基準は、最終的には紙ベースでまとめるのか、あるいはGISのような形でまとめるのか。どのような形でステークホルダーに活用いただく方針なのか。
- (事務局) 基本的には文書として、京都府の実行計画に落とし込んでいく予定。ただ、具体的に市町村が促進区域を設定する時には、GISなど地図ベースの方法も認められている。

○京都府基準の考え方

- (委員) 太陽光について、参考資料1の3ページの考え方(案)では「野立て」とあるが、今我々が議論しているのはこの「野立て」の部分だと理解してよいか。
- 戸建ての既築や新築の規模であればアセス対象になるとは想定されない。促進区域を市町村が設定するとアセスの配慮書が省略できるということなので、荒廃農地等にアセス対象規模の太陽光パネルを置くときの基準ということか。

- (事務局) 今のところ、野立てには限定しないつもりである。
- 御指摘の通り、建物の屋根に置く場合、環境アセスは基本的に不要と考えられるが、促進区域の設定の基準については、例えば騒音への配慮などもあるので、「屋根置きなので全て基準をかけない」とするのではなく、一定何らかの配慮を求めているという考え方にしている。また、屋根置きなど環境負荷の小さい設置方法については、環境配慮が必要な事項は少なく、過大な対応を求めることにもなりにくいと考えている。
- (事務局) 必ずしもアセスの対象だけを促進区域に設定するというものではない。市町村の施設などに設置してそこを促進区域に設定することもあり得る。野立てだけではなく、事業用の建築物の集合体のようなものもあると思っている。

- (委員) 風力発電に関しては、陸上だけが今回の対象という理解でよいか。
- (事務局) 現時点では陸上風力をターゲットとして考えている。洋上風力は京都府の場合、現時点ではフロート式でないと難しく、フロート式についても技術的に時間がかかると考えているので、現時点においてはターゲットに含めていない。

- (委員) 資料4の3ページの「×」の区域に「設置を認められる可能性がない、又は極めて低い場合」という表現があるが、可能性の議論はしないほうがよいのではないかと科学的ではないかもしれないが、そのほうがよりスタンスがはっきりすると思われる。府は補完性原理に即した立場をとろうとしていると理解したが、例外が二つある。一つは、地域全体の景観など影響が地域に留まらず広域に及ぶ場合であり、もう一つは基礎自治体の境界領域において行政界はあるが地域としては一つとして扱われるような場合である。府としては、これらの例外への配慮を行うべきではないか。
- (事務局) 府の役割は「市町村に対する支援」と「広域的な場合の調整」だと考えており、こ

の基準の中でどこまでできるかは検討する必要があるが、そのような認識で進めたい。

(委員) 「府が市町村に対してサポートする」という考え方が強すぎると、地域が地域のことしか考えなくなってしまう。例えば「家庭用電力」、「産業用電力」などと仕分けし、各市町村でまずエネルギーの地産地消に取り組んだ場合のポテンシャルを想定し、「産業用電力がこれだけ足りないので、家庭用電力に加えて各市町村でこれだけ促進してほしい」などと具体的な目標も出すとよいのではないか。

(委員) 「既存の建物の屋上などに太陽光パネル設置する場合」と「荒廃農地や森林に太陽光パネルや風力発電所を設置するような場合」では、事業終了後の対応が違ってくるのではないか。後者の場合、設備更新しながら再エネの場所として続けば良いが、FITのような制度があるときだけ発電し、その後は撤退するような事業者も出ると思う。事業終了後の対応について少し整理した書き方にされたい。

(事務局) 今回の基準は、促進区域の設定、個々の事業計画の認定というような場で、それぞれ求めることを記載するもの。森林などに設置して一旦事業が終了した後に別の事業者がリプレースして続けていくというケースについては、事業者が変わることも想定されるので、本基準でどこまでのことができるのか、例えば、基準というよりも優良事例の一つにそういった継続的なリプレース案件を挙げることも含めて検討したい。

(委員) 促進区域のポテンシャルは十分にあるということだが、ポテンシャルだけでなく「促進に向けてアクセルを踏むエリア」をどのように作っていくのかも検討してほしい。

「景観」について、今すぐには難しいと思うが、「未来型の景観を作る」というエリアを設定するのも一案ではないか。2050年までの目標の達成に必要な促進エリアがどうあるべきかについて、継続的に検討していけるとよい。

促進したい区域に電力の系統が存在しているかという確認が必要と思う。電力系統については国がマスタープランに基づき順次整備を検討しているので、促進地域はそうした検討とリンクさせて、国にも活用してほしい。系統側の条件や情報については、京都府として「設定した促進地域と現状の電力系統のインフラのあり方を理解したい」ということであれば、事業者に開示してもらえる可能性はあると思う。

(事務局) 2050年にカーボンニュートラルを実現するために、まずは2030年の目標を立ててしっかり取り組む。そうした中で、今回の環境配慮基準設定に当たっては、ネガティブな「△」の設定だけでなく、しっかり促進するための方法を検討することも重要であり、この基準の中でどこまで書けるのか更に考えていきたい。

○地域脱炭素化促進事業の例示

(委員) 「再エネ導入促進プラン」の目標達成のために、既存の建造物を中心に設置すればどの程度の面積まで賄えるのかというイメージがあるとよい。大学の使われていない屋上空間を利用するなど、まだまだできることがあると思う。既存の建築物の有効活用について、「推奨すべき場所」などで提案することは可能なのか。

(事務局) 具体的な基準として「こういった建物などに設置すべき」といったことまで設定す

る予定はないが、「例示」というような形で示すことはできると思う。

目標達成に必要な「府の面積の0.2%」は約7.8平方キロメートルであり、ほぼ向日市全域の面積に相当する。この領域を、都市の中でどのように分配していくか、それが建物だけで足りるのかどうか、といったこともプランの見直し作業の中で吟味していきたい。

(委員) 目標達成に向けて、営農型の太陽光発電（ソーラーシェアリング）については検討するのか。優良事例に入れるかどうかなど、検討してほしい。

(事務局) 環境配慮基準の中で、既存の建物への設置や営農型の太陽光発電の導入については例示という形で示したいと思っている。それらの具体的なアプローチや進め方、必要な領域については、プランの見直し作業の中でも具体的に詰め、その進め方を市町村とも相談して考えていきたい。

○個別の環境配慮事項

(委員) 資料4の5ページ、風力の「騒音」について、風車についての環境基準は現状では明確に定義されていないので、書き方を修正されたい。

同ページ、「情報の収集方法」に「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書」があるが、これは一般的な事項について書かれているものであり、騒音に関する情報収集であれば「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」や「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」などを参照するのがよいと思う。

資料4の8ページ、「土地の安定性への影響①」の「考慮に当たって収集すべき情報」に記載されている長野県や徳島県の基準は、太陽光のものである。これをそのまま風力にも適用してよいものか。

同ページ、「事業計画認定に当たっての考え方」で、想定される懸念について科学的根拠に基づく対策をしっかりと示した事業は問題なく認定を受けられる旨を追記してほしい。

資料4の11ページ、「風車の影の影響」について、現在、国でも明確な指針を定めておらず、環境アセスにおいては海外の事例等を参考に地元と協議しながら評価・配慮しているのが実情であるところ、本基準において、認識に相違はないか。

資料4の13ページ、鳥類の生息地などへの影響について、「事業計画認定に当たっての考え方」には、調査して問題がないことがわかれば事業計画を認定できると記載してほしい。

(事務局) 風車の騒音の環境基準の考え方については、促進区域にしようとしている場所や事業を計画しようとしている場所の現況調査の趣旨で記載した。

例示した長野県・徳島県の基準は御指摘のとおり太陽光のものであり、風力については京都府で独自に検討しているところ。単純に太陽光の基準を風力に割り振ったものではなく、風力についても、資料4で説明した考え方に基づいて「×」の区域なのか「△」の区域・事項なのかを法令所管課に相談した上で割り振った。

土地の安定性や猛禽類については、当然、しっかりした計画であれば認められる。この基準では、法令上は、市町村が個々の事業計画を認定するときの環境保全の取組の考え方を示すこととされており、どこまで書けるのか検討したい。

風車の影については、御認識のとおりと考えている。

- (委員) 資料4の13ページ、「動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響②」について、国内希少野生動植物種一覧など法令に関わる情報だけでは実際の生息地の状況は十分に把握できないので、現地調査で実際の分布を確認する手続を加えてほしい。
- (委員) 渡り鳥と猛禽類とでは少し手法が違うと思う。特に渡り鳥の場合は、季節性などもあるので、ある程度の長期間にわたって地元で調査することが必要だと考えられる。

○その他

- (委員) 参考資料1の3ページ目に、現状と2030年の目標が記載されている。現状の数字は2019年のものだが、導入量であれば2021年度くらいまでは把握されていると思うので、「2030年度の目標に対して2021はこのあたりにいる」といった形で提示してほしい。
- (事務局) 「再エネ導入促進プラン」については、社会情勢などを踏まえて本年度改定する。京都府も耕作放棄地の利用やソーラーカーポートなどを進めていくことも検討しているので、導入ポテンシャルや今後注力していく部分についても改定される見込み。
- (委員) 現行の「再エネ導入促進プラン」では、2030年までに電力需要のうちの再エネ量を25%にする目標としているが、この目標は相当厳しい状態にあるということは府民にも周知されたい。
- 2030年時点でこの目標を達成しているだけでよいのではなく、カーボンバジェットを通してそれを達成していく必要があることも周知されたい。
- (事務局) この基準は温対計画の中に位置づけるものだが、計画や「再エネ導入促進プラン」の中に「増やしていかなければならない」と書いても、直ちに府民や市町村には伝わらないと思われる。基準の中にうまく書き込む方が効果的であると考えてるので、市町村が実際に促進区域を設定するときはどういう考え方で進めるべきかを書いておかなければならないと思っている。「例示」(「○」の区域の例など)ではなく、もう少し書き方を検討したい。
- (委員) 参考資料1の3ページ目、風力の増加量を「+10.0」と見込んでいるが、100～200MW規模のウインドファームを2、3ヶ所入れることを想定しているということか。そういった大規模なウインドファームを各自治体が誘致することを念頭に入れているのか。
- (事務局) 府内での風力発電の導入については、生活環境、自然環境、景観保全を大前提とした上で事業が広まっていくことを期待している。また、それらのものに対する支援制度も設けている。今回の数値はREPOSのポテンシャルを含めて書いている。

5 配付資料

- ・ 次第
- ・ 資料 1 地域脱炭素化促進区域設定基準に関する専門委員会委員名簿
- ・ 資料 2 地域脱炭素化促進区域設定基準に関する専門委員会設置要領
- ・ 資料 3 前回の議論の振り返り
- ・ 資料 4 京都府基準の検討について
- ・ 参考資料 1 再エネプランと導入ポテンシャル
- ・ 参考資料 2-1 先行事例（1）
- ・ 参考資料 2-2 先行事例（2）